

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1013 号（諮問第 1672 号）

件名：勤務記録簿の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 9 月 7 日

2 原処分

令和 3 年 9 月 22 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に対して別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 12 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 1 月 20 日

5 答申

令和 4 年 9 月 27 日

6 審査会の結論

処分庁が、別記の開示請求に対して本件行政文書を特定して一部開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 3 年 6 月の稲沢署 A 課の勤務記録簿であり、処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「稲沢署課長 A が令和 3 年 6 月 22 日に勤務していたかどうか、判別できない書類であったので、判別できる書類の開示を求める」、「押印済みの勤務記録簿やタイムカード的な勤務記録簿の開示を求める」等と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(4) 本件行政文書の特定について

処分庁によれば、職員の勤務管理については、愛知県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する規程の運用（平成 6 年務警発甲第 36 号）により職員の勤務、休暇等の状況を警察給与管理システム（以下「システム」という。）に記録して、事務を処理するものとしており、審査請求人が開示を求めている押印済みの勤務記録簿やタイムカードのような勤務記録簿は、存在しないとのことである。また、本件行政文書は、システムに記録した勤務管理に関する情報を出力したものであるが、職員に正規の勤務時間が割り振られた場合は空欄となっており、週休日や休暇等が日々記録されていくものであることから、それらの情報が記録されていない空欄となっている日については、勤務が割り振られている日であることを示しており、令和 3 年 6 月 22 日に稲沢署課長 A が勤務していたかどうかは、本件行政文書で確認することが可能であるとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、処分庁の主張するとおり、令和 3 年 6 月 22 日の稲沢署課長 A の勤務記録が掲載されていることが認められた。

また、当審査会において処分庁に確認したところ、システムは勤務管理に関する情報を一元的に管理しており、本件行政文書を除いて、請求内容に合致する文書は存在しないとのことであり、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

これらのことからすれば、本件開示請求に対して、本件行政文書を特定し、他に対象となる文書は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定については、前記(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和3年6月22日の稲沢警察署課長Aの勤務記録簿（請求日現在、稲沢警察署警務課で管理するもの）

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
勤務記録簿（稲沢署A課のもので、3年6月のもの）	・ 警部補以下の階級に相当する職にある警察職員の氏名 ・ 職員番号 ・ 個人が取得した休暇等（週休日（記号×）を除く）	条例第7条第2号